

# 覚 書

山梨県立図書館（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、山梨県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領及び山梨県立図書館雑誌スポンサー募集要項に基づく雑誌の提供等に関して、次のとおり覚書を締結する。

（提供雑誌）

第1条 乙は、甲に次の雑誌を提供する。

提供雑誌名	

（スポンサー誌購入費）

第2条 雑誌の提供に伴う雑誌購入代金及び振込手数料等は乙の負担とする。

2 スポンサー誌の購入代金に変動が生じた場合、乙はその不足額を負担するものとする。

（スポンサー誌の提供期間）

第3条 乙が甲にスポンサー誌を提供する期間は、 年 月 日から 年 月 日までの間とする。

2 雑誌の提供期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれかの解約の意思表示がない場合は、契約を更新するものとする。ただし、他に申込みがあれば抽選で決定する。

3 広告を掲載する場合、広告の掲載期間は第1項の雑誌の提供期間と同様とする。

4 スポンサー誌が休刊又は廃刊した場合には、甲、乙及び納入業者の三者で取扱いを協議する。

（広告掲載の方法）

第4条 甲は、乙から提供を受けたスポンサー誌の最新号カバー表面に乙の名称を、同裏面に乙の広告を掲載する。また、雑誌スポンサー用の雑誌架の扉に乙の名称及び広告を掲載する。

2 乙は、広告の内容等を事前に甲に協議するものとする。

（雑誌スポンサーの責務）

第5条 乙は、乙が掲載した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 山梨県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領、山梨県立図書館雑誌スポンサー募集要項及び本覚書の内容を遵守していないことが判明したとき。
- (2) 山梨県立図書館雑誌スポンサー制度実施要領第6条第4項に規定する図書館が指示する広告の内容の修正、削除等に応じないとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合でも、乙は、第3条第1項の期間中はスポンサー誌を提供しなければならない。

(協議)

第7条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(保管)

第8条 本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住 所 甲府市北口2-8-1  
山梨県立図書館

職氏名 副館長 ⑩

乙 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 ⑩